

上尾市立保育所

食物アレルギー以外の対応



令和8年 3月

上尾市 保育課

食物アレルギー以外の対応

- ①宗教上の理由により、食べ物が制限されている。
- ②服薬のため、食べ物が制限されている。
- ③疾患のため、食べ物が制限されている。(乳糖不耐症等)
- ④その他

(1) 保育所における食事の提供に当たっての原則(考え方等)

- 保育所では食物アレルギー以外の理由で、食材そのものの除去は行わない。
- 品目ごとに「食べる」「食べない」の判断を行う。
- 食事量が足りなくなると予想される場合、保護者と相談し、代替食の持参をお願いする。

(2) 上尾市立保育所の取り組み

- ① 食物アレルギー以外の給食の対応は、やむを得ない理由と所長が判断した場合において、保護者が「給食対応開始申請書・摂取不可能食品申出書」(様式 A) 提出した場合、対応を行う。対応については、保護者・所長・クラス担任、調理員、職員全員が共通認識を持つ。申請書提出後、「給食対応開始申請書・摂取不可能食品申出書」(様式 A) のコピーを保育課に提出する。
- ② 除去の対応は、月ごとの献立原材料帳票を保護者に渡し、品目ごと(皿)に「食べる」「食べない」の判断を保護者にしてもらい、保育所に提出してもらう。保育所において帳票内容の確認を行い、確定した帳票のコピーを保護者へ渡す。
- ③ 対象食材が「飲用牛乳」と限定されている場合は、原材料帳票でのやり取りまで行う必要はない。
- ④ 食べない皿が多く食事量が不足する場合は保護者と相談の上、家庭から代替食を持参してもらう。代替食は、保護者から預かった状態で給食室カウンターにて保管する。なお、検食、保存食の必要はない。
- ⑤ 除去食が必要なくなった場合、保護者が「給食対応解除申請書・摂取不可能食品解除申請書」(様式 B) を提出し、対応を終える。申請書提出後「給食対応解除申請書・摂取不可能食品解除申請書」(様式 B) のコピーを保育課に提出する。